

契丹文 dan gur 本義考

——あわせて「東丹国」の国号を論ず——

吉本 智慧子

“Dan gur-n ju qan Urgu” in a Khitai small script epitaph corresponds to “gu Bohai Shengwang 故渤海聖王” in a Chinese epitaph. His Khitai name is Urgu, that is, “Wulugu 烏魯古” Emperor Taizu of the Liao dynasty gave Da Yinzhuan, the last king of the Bohai after Liao's conquest of Bohai. This fact shows that “Shengwang” is not Yelu Bei, the king of the Dongdanguo 東丹国, but Da Yinzhuan, king of the Bohai, and that Dan gur in Khitai scripts originally meant original territory of the Bohai. After conquest of the Bohai, Khitais still used Dan gur for referring the Dongdanguo, established in the original territory of the Bohai. “Dongdanguo” was only seen in Chinese materials in the Liao era, originated from Khitai scripts dan gur, adding direction word “dong (east)” before.

This fact shows that Khitais enforced the “dual system” in using state names, that is, as to the name of the Khitai state, Kitai gur (Khitai state) was used in Khitai scripts, the “Liao” was only used in Chinese, and as to the name of the Dongdanguo, Dan gur was used in Khitai scripts, “Dongdan” was only seen in Chinese materials.

On the basis of this evidence, this paper also newly discusses the state names of the “ nine-story pagoda of Hwangryongsa Temple” seen in the Samguk Yusa.

一、「皇龍寺九層塔」の「丹国」から契丹文の dan gur へ

筆者は「遼金史札記」第一節「丹国与女狄（女真）」¹⁾（以下「拙文」と略称）において以下の如く考証した（原文は中文。原文中の契丹小字は国際音声字母に転写し、行論の都合上（a）～を附し、一部をゴシックに改める）。

史書には遼の天顯元年（926）に太祖阿保機が渤海を滅ぼしたのち、その地を改めて東丹としたとある。しかし漢文『耶律宗教墓誌銘』に見える「（墓主の）母を蕭氏と曰う、故の渤海聖王の孫女、遅女娘子なり」、の「渤海聖王」に対応して、契丹小字墓誌銘第4行では dan gur-n ju qan（丹—国の一聖—汗）に作る。

(a) ここから、耶律宗教の母蕭氏の外祖父は、遼初に封ぜられた東丹国王耶律倍であることがわかる。ここからさらに、「東丹」の「東」は、のちに附加された語であり、遅くとも興宗の治世にはなお「丹国」を称していたことがわかる（『耶律宗教墓誌銘』は遼興宗重熙二十二年 [1053] に刻された）。つまり「東丹」の本義は決して「契丹の東」を略称したものではなく、「丹国」に起源するのである。

『三国遺事』卷三「皇龍寺九層塔」条に次のようにある。「海東の名賢安弘撰東都成立記に云う、新

羅第二十七代 女王 主と為り主、道有りと雖も威無く、九韓侵勞す。若し龍宮の南の皇龍寺 九層塔を建つれば、則ち隣国の災鎮む可し。第一層日本、第二層中華、第三層吳越、第四層托羅、第五層鷹遊、第六層鞞鞞、第七層丹国、第八層女狄、第九層穢貊。」(『海東安弘記』が記す九韓は、(1) 日本、(2) 中華、(3) 吳越、(4) 毛羅、(5) 鷹遊、(6) 鞞鞞、(7) 丹国、(8) 女真、(9) 穢貊であり、(b) 『東都成立記』が記す九韓は、ただ第八のみ「女狄」に作り、『海東安弘記』の記す「女真」と名称が異なる)。そのうちの「丹国」は、上引の契丹小字墓誌に見える「丹国」と同じである。(c) しかしこの寺の九層塔は新羅善徳王十四年(645年)に建立され、高麗高宗二十五年(1238年)に寺とともに兵火に破壊された。その建塔の年代より見れば、なお渤海建国(698年)の前にあるので、この「丹国」とかの「丹国」に結局のところいかなる関連があるのか、さらなる検討を要する。

旧ソ連の学者 M.B. オロビヨフは『女真人と金国(10世紀～1234年)』の一書において上述の朝鮮史料『三国遺事』巻三〈皇龍寺九層塔〉の記述(皇龍寺は553年に起工され、556年に落成した)を根拠に、女真が独立の民族として出現した時代を六世紀中葉とした。(d) しかしこの塔の第三層に見える吳越は、五代に建国された地方政権であり、北宋に滅ぼされた。その出現の時期は十世紀を遡り得ない。この塔の各層が鎮服する諸民族、国名も、また十世紀以後に附会されたものに違いない。従って、この史料を用いて女真の族名が最初に出現した時代を証明することはできない。しかし、正にこのため、塔中に出現する「丹国」は契丹小字墓誌に出現する「丹国」と含義が一致し、ともに渤海の故地、遼初の東丹を指す可能性が大きくなる。

(e) 日本の学者村上四男氏は「丹国」は契丹であるとするが(『三国遺事考証 下之一』塙書房、1994年)、上述の実例によれば、その誤を証しうる。「契丹(Kitan)」は一個の独立した単語であり、二個の部分に分割することはできず、従ってこれを「丹」と略称することはできない。

「女狄」は「女真」である。『東都成立記』の著述年代は不明であり、作者の「海東の名賢安弘」の詳しい傳記はない。しかし前問恭作氏の考証に次のようにある。「安弘は海東高僧傳には安含となっているが、崔致遠義湘傳其他みな安弘とある、興輪寺金堂十聖の一である。僧傳、湘傳共に真平の時入隋し唐武徳中帰東したとある。『史記』には陳に入り真興の時帰ったとしてあるけれども、神行碑に神行がその兄の曾孫とあるから、真平の時入隋が正しいと思う。」(『新羅王の世次とその名について』、『東洋学報』15巻2号)。

朝鮮語の「狄」の発音は ʧək であり、「直」の発音 ʧik と近い。女真の族名は遼代に一度「女直」と改称されたので、『東都成立記』の「女狄」は「女直」と同一類型の音訳であり、遼代の「女直」と同じ語尾の n 子音を含まない形式である可能性が大きい。

劉浦江「再談“東丹国”国号問題」(『中国史研究』2008年第1期。以下「劉論文」と略称)は、拙文を主要な資料源として立論の基盤としつつも、以下の如く結論している。(1) 契丹文墓誌に出現する「丹国」は東丹国の略称である。(2) 『三国遺事』に見える「皇龍寺九層塔」が鎮服する「丹国」は「契丹国」の略称である。同時にさらに、この二つの指すところの異なった「丹国」はいずれも「他称」として用いられている、とする。

筆者の考えるところでは、劉論文のこの二つの結論は成立しえない。しかし、この問題を論ずる前に、一つ関連する問題を指摘しておかねばならない。それは劉論文が全編にわたって他人の学術的成果を流用しつつ、その出所を注記しないという問題である。

劉論文は二章から成り、第一章の表題は「東丹国の国号に関わる新説」、第二章の表題は「“丹国”

の解釈」である。

1、まずは第二章に関わる問題から見ていこう。劉論文の関連箇所を以下に掲げる（原文は中文。行論の都合上、①～を附し、一部をゴシックに改める）。

①高麗釈一然『三国遺事』卷三「皇龍寺九層塔」条に、安弘の『東都成立記』を引いて云う「新羅第二十七代 女王を主と為し、道有りと雖も威無く、九韓侵勞す。若し龍宮の南 皇龍寺に九層塔を建つれば、則ち隣国の災鎮む可し。第一層日本、第二層中華、第三層吳越、第四層托羅、第五層鷹游、第六層靺鞨、第七層丹国、第八層女狄、第九層獬豸、である。②『東都成立記』はつとに伝わらず、この書の作者安弘は、一般には7世紀初葉の新羅僧安含であると考えられている。③『三国遺事』によれば、皇龍寺九層塔は新羅善徳王十四年（645年）に創建され、高麗高宗二十五年（1238年）に兵火に破壊された。④しかし上述の傳説中の九層塔が鎮服した諸国より見ると、明らかに建塔の年代よりずっと降り、加えて安含の時代とも吻合しない。九国には新羅当時の正に強敵であった高句麗と百済がなく、その一方で⑤吳越はすでに10世紀以降る。女狄は女眞の異訳である（劉論文はここで⑥『三国遺事』卷一に引く『海東安弘記』に記す九韓は『東都成立記』の九国と同じだが、ただ「女狄」だけを「女眞」に作る、と注記している）。女眞は十世紀に至ってはじめて一個の独立した民族として出現した。托羅は宋代の文献に見える、…⑦この「託羅国」は托羅であり、高麗領内の一個の割拠政権で、11世紀中葉に至るもなお存したと思われる。ここから見ると、皇龍寺九層塔が九国を鎮めたという説は、おそらく10世紀の王氏高麗建立ののちに附会された説であり、『東都成立記』もおそらくは後人が安弘に仮託して作ったものであり、……傳説中の皇龍寺九層塔が鎮服した九国のうちの一つが、「丹国」であり、⑧日本の学者村上四男は「丹国」があるいは契丹かと推測している。

①の資料の來源は、拙文に引く村上書に列記された史料を流用したものである。

②安弘は安含であるという説は、拙文に引く前問論文の考証の結果である。

劉論文はこの二箇所のことさらに拙文および村上・前問に言及せず、注に『大正蔵』を挙げて自身の発見であるかのように装っている。

③は拙文(c)を流用。劉論文原文「拠『三国遺事』説、皇龍寺九層塔始建於新羅善徳王十四年（公元645年）、高麗高宗二十五年（公元1238年）毀於兵燹」は、拙文原文「但該寺九層塔建於新羅善徳王十四年（645年）、高麗高宗二十五年（1238年）与寺同毀於兵燹。」の表現さえそのままである。そもそも、塔が「高麗高宗二十五年」に破壊されたというのは、決して『三国遺事』の説ではない。『三国遺事』の原文には、「又高宗十六年戊戌冬月、西山兵火、塔寺丈六殿宇皆災。」とあり、『高麗史』卷二十二高宗二十五年条「蒙兵至東京、燒黃龍寺塔」によって、二十五年こそが戊戌年であり、原文の記述に誤りがあることがわかるのである。この事実は劉論文が自分で研究せずに、他人の考証の成果を流用していることを示している。

④⑤は拙文(d)を、⑥は拙文(b)を流用。

⑦の托羅の來源、および『東都成立記』が高麗時代の制作であることは、高橋亨が「濟州島名考」においてつとに考証しており、『三国遺事考証』がその考証結果を引用している。劉論文は流用が疑われないように、行文中でことさらに「思われる」（「估計」）、「おそらく」（「大概」）、「おそらくは」

〔「恐怕」〕などの表現を加えている。

⑧の原文は「日本学者村上四男曾推測“丹国”或許是契丹」だが、村上氏は「推測」もしていなければ、「あるいは」ともいっておらず、ただ「丹国」の下に「契(丹)国」と注記し、両者を同じと断定している。劉論文がここでは村上を直接参照せず、拙文(e)を流用したことを示している。

2、劉論文は上文のすぐ後に『高麗史』巻四に出現する数箇所の契丹の略称「丹」を列挙しているが、この部分も同様に他人の研究成果を「巧妙に」自分のものとしており、その人物の姓名に全く言及していない。

即実氏がつとに1990年に発表した「“萬鈔”誰見、“丹寶”怎解」²⁾に、「第四卷顯宗朝に至り、高麗が契丹と戦争するようになって、はじめて略称の“丹”が出現した。」と指摘している。略称が出現した原因につき、即実氏はつとに明晰に分析し、それが蔑称であるに過ぎず、決して通称ではないとした。「略称の出現は、両国の間に武力に訴えるような紛争が生じた際にあり」、四巻以後の『高麗史』は「基本的に通好している際には全称を記し、関係が悪化した際には略称を記す。」さらに劉論文が挙げた高麗石刻『崔士威廟誌』に出現する「丹国」の事例も即実氏同上論文より流用したものである。劉論文が列挙する史料と配列方法は一見して即実氏を参照したものであることがわかるが、即実氏の結論だけは劉論文の観点に不利であるため、参照を明記していないのである。

3、さらに劉論文第一章に関わる問題を検討してみよう。

そこに次のようにある。『耶律宗教墓誌』は現時点で発見されている契丹大小字石刻資料のうち時代の最も早いもので、遼興宗重熙十二年に刻されている。漢文墓誌に言及される蕭氏の外祖父故渤海聖王は、東丹王耶律倍を指すに違いない。」この「重熙十二年」は「重熙二十二年」の誤まりである。

これは、拙文(a)を流用したものである。「宗教の母遅女娘子は耶律倍の外孫である」という説は、八、九年前の筆者の解説の結果である。劉論文が2007年9月完稿の際になお筆者のこのすでに期限切れの解説を流用するとは思ってもよらなかった(ここからこの文の作者が契丹文字に対し何ら然るべき研究をしていないことがわかる)、加えて出所を注記していない(これは劉論文の慣習である)。流用いただき光栄とすべきだが、筆者は2004年にすでにこの旧説を廃棄し、新しい解釈を得ている。

新しい解釈とはいかなるものか。それは「遅女娘子は、渤海国の亡国の君大諲譔の外孫である」というものである。

契丹小字、漢文合璧の『大契丹国故廣陵郡王墓誌銘』(『耶律宗教墓誌』と通称される)は1991年に遼寧省北鎮で出土し、契丹小字が誌蓋の背面に刻され、漢文が誌石に刻されている。墓主は字が朝隱(筆者の解説による)、名は驢糞または旅墳(『遼史』による)、漢名は宗教で、遼景宗の仲子隆慶の庶出の長子である。本稿で検討する主題に関係する部分は以下の如くである(漢文は『遼代石刻文編』³⁾による。契丹小字の国際音声字母は拓片より転写する。)

漢文： 母曰蕭氏、故渤海聖王孫女、遅女娘子也。

契丹小字：mægə mirgi ʃinio au'ui dan gur-n ju qan urgu-n uran pon.

母 迷里吉 遅女 娘子 丹 国の 聖 汗 烏魯古の 後裔

məgə / 「母」。

mirgi / 「迷里吉」、は契丹の姓氏⁴⁾。この姓氏より判断すれば、遅女娘子は渤海聖王の外孫に違いない。

ŋinio / 「遅女」。耶律宗教の母蕭氏の名。

dan ~ tan / 漢語の「丹」あるいは「檀」に対訳しうる。

gur-n / 「国」で、所有格接尾辞を附す。

au'ui / 「娘子」。

ju / 本義は「尊」であり、ここでは「聖」に対訳する（契丹語には別に「聖」の単語がある）⁵⁾。

qan / 「汗」。遼帝、宋帝いずれもこの称を用いる。

urgu-n / 「烏魯古」で、所有格接尾辞を附す。聖汗の名である。

uran pon / 「後裔」。

遅女娘子は結局のところ誰の外孫なのか？この問題を解明するための鍵は「聖汗」の下の *urgu* という単語を正確に解読することにある。*urgu* は契丹の男子が使用する名であり、「烏魯古」あるいは「烏魯姑」と音訳し、契丹文墓誌にしばしばこの名が見える。烏魯古という名の人物が結局のところ誰なのかは容易に調べが付く。

『遼史』卷二太祖紀下、天顯元年「秋七月丙辰、鐵州刺史衛鈞反す。乙丑、堯骨攻めて鐵州を抜く。庚午、東丹国左大相迭剌卒す。辛未、衛 大誣譖を皇都の西に送り、城を築きて以て之を居らしむ。誣譖に名を賜い烏魯古と曰い、妻を曰阿里只と曰う。」この二つの名はもともと遼太祖と淳欽皇后が騎乗していた二匹の馬の名で、本義は必ずや悪いものではないが⁶⁾、降伏した国王と王后に賜ったのだから、美意ではない。

漢文墓誌の「聖王」は、渤海国王の専称であり、『新唐書』卷二百一十九列傳第一百四十四渤海に見える⁷⁾。

俗に王を謂いて「可毒夫」と曰い、「聖王」と曰い、「基下」と曰う。其の命を「教」と為す。王の父を「老王」と曰い、母は「太妃」、妻は「貴妃」、長子を「副王」と曰い、諸子を「王子」と曰う。

漢文墓誌の「故渤海聖王」と契丹小字墓誌の「dan gur の聖汗」が指するのが渤海国の亡国の君大誣譖であることがわかる。ここから、dan gur の契丹小字における本義が本来「渤海故地」を指し、渤海滅亡ののち、契丹人が dan gur を襲用して渤海の故地に建立された東丹国を指したことが推察される。

「dan gur の聖汗烏魯古 = 渤海聖王大誣譖」という解読の成功は一連の関連する問題をたちどころに解決する。漢文墓誌の「渤海聖王」と契丹小字墓誌の「dan gur の聖汗」が指するのは渤海国の亡国の君大誣譖であり、この人物は一日とて東丹国王になったことはなく、従って dan gur が指するのは渤海であり、東丹ではない。

「東丹国」は、現時点では契丹大字資料だけに契丹語の対応形式が出現し、一箇所は「dan gur の左院大宰相」に、一箇所は「dan gur の宰相」に出現し、二箇所であるのはみな痕得隱帖刺夷離董の四世孫寅底晒兀里を指している。寅底晒兀里とは、耶律羽之である。漢文『耶律羽之墓誌』には

羽之が「天顯二年丁亥歲、左相に遷升す」とあり、従って契丹大字が dan gur を転用して「東丹国」を指していることがわかる。本義と転義には、ここではいずれが先でいずれが後かという時間的順序の問題が存在する。「東丹国」は漢文においてようやく出現する呼称であり、「遼国」が漢文のみに出現するのと同様である⁸⁾。

契丹文 dan gur の dan には、二種類の書き方がある。一種類は独体表意兼表音字の形式（契丹大字）で書き、一種類は複合表音字 da-an > dan の形式（契丹大字と契丹小字）で書く。契丹大字が dan 音節を綴る第一字は漢語訳音では「撻」とも作り、契丹小字が dan 音節を綴る第一字は「唐」の声母を音訳するのにも用いる。ここから、契丹大小字が dan ~ tan 音節を表示するのは一個の非契丹語の単語であることが推定される。実例を挙げて証明すると、gur（国）の限定語（国名）に用いる契丹語の単語あるいは契丹語化した単語は、多く文法的活用語尾を帯びた形式で表現される。たとえば kita-i gur、dziaugu-i gur、mos-i gur の如くである。一方、未だ契丹語化を経ない音訳外來語を gur（国）の限定語とする際には、文法的活用語尾を帯びない。たとえば、sun gur、hia gur、ti gur の如くである。

契丹大字が dan を表示する独体字形は、漢字「丹」の加筆に来源する。しかしこれはこの字の代表する原形も必ず漢字「丹」であることを証明するわけではない。第一に、契丹大字、女真大字には字源漢字はみな筆画の簡単さを選定の基準とするという共通の特徴が見出せる。従って、字源漢字の字形は実際の表音を判定する唯一の根拠とはなしえない。dan の音節を表現する漢字は、「丹」が筆画が最も簡単なので、これが制字の本とされたのである。多数の契丹大字の字源漢字と契丹大字が表示する含義が無関係である例証を挙げるができる。漢字「魚」に来源する契丹大字は、「御」、「虞」を音訳するのに用いられる。「具」に来源する契丹大字は、「婦」を音訳するのに用いられる。漢字「寸」に来源する契丹大字は、「陳」を音訳するのに用いられる。漢字「牙」に来源する契丹大字は、「家」を音訳するのに用いられる。漢字「之」に来源する契丹大字は、「知」、「置」、「旨」を音訳するのに用いられる。漢字「失」に来源する契丹大字は、「食」、「実」、「侍」を音訳するのに用いられる⁹⁾。これら契丹大字が表音に用いる漢字がみな造字の本となった漢字より筆画が複雑であることは容易に看取される。第二に、dan 音節を組成する二個の契丹小字は、少なくとも「丹」と「檀」の二個の漢字の発音を音訳するのに用いられるが、さらに第三の音訳漢字が存在した可能性を否定することはできない。たとえば人名「dan 哥」の如くである。第三に、訳音漢字も往往にして筆画の少ないものを用いてその代表とする。『元朝秘史』§145 がモンゴル語の第二人称複数形式 dan を音訳する際に使用する漢字が「丹」であることが看取されるが、それは、この音節を対訳する漢字として「丹」の筆画が最も簡単であるためである。従って、遼代漢文墓誌が「東丹」の「丹」を「丹」と書くことも、同様の理由に基づく可能性を排除することはできない。

契丹人が渤海の故地を指す dan gur の dan が結局のところいかなる意味なのか、確実に証明しうる資料が出現しないうちは、強引な解釈は慎みたい。しかし指摘すべきことは、契丹人が実体がすでに存在しない国号を転用して新生政権を指す事実は決して孤例でないということであり、『遼史』が新羅の旧称を用いて高麗を指した事例はその傍証となりうる。高麗が朝鮮半島を統一したのちも、その地がなお新羅と称された事実は『遼史』に散見する。たとえば、卷 15 聖宗紀 / 開泰元年十二月に「帰州言う其の居民本新羅の遷す所、未だ文字を習わず、請う学を設けて以て之に教えよ。詔して請う所を允す。」とある。帰州は聖宗が高麗を征伐した際に俘獲した渤海戸によって置いた観察州で、ここでいう「新羅」とは明らかに新羅国ではなく、すでに高麗の治下に属した朝鮮半島である。

このことは、新羅が朝鮮半島を統治した影響力のためその滅亡後にも国号が依然としてその故地を指すのに用いられたことを示している。従って、渤海の故地に建国された東丹がなお旧称 dan gur に依ったという事実は同じ習慣に基づくものであることが証明される。加えて、こうした契丹人だけに固有のものではなく、『遼史』以外の記述を挙げることができる。『五代会要』卷二十九契丹／長興元年（930）十二月の、後唐が耶律倍が海に泛んで來歸したのちに中書省が姓名を賜らんことを上請した奏文ののちに「渤海国王人皇王突欲に敕す」とあり、ここの「渤海国」は疑いなく東丹国を指し、契丹人が dan gur を襲用して東丹国を指したことに極めて類似している。

二、「東丹」は「東の契丹国」にあらず

「東丹」を「東契丹」の略称とするのは、由來の久しい仮説である。最初はおそらく金毓黻氏に濫觴し、今日に至るもなおその説に追随するものがある¹⁰⁾。しかしこの仮説が史実に符合するか否かは、次の証拠を検出して検証することが必須である。

- (1) 契丹文資料に国号「契丹」を「丹」と略称する証拠の存在。
- (2) 契丹文資料に「東契丹」と全称し「東丹」と略称する証拠の存在。

証拠(1)はとりわけ先決条件である。もし契丹人自身が「契丹」という一つの単語を「契」と「丹」の二つの独立した音節に分割し、第二音節「丹」だけを用いて国号の略称とするという証拠が契丹文資料に存在して、(2)ははじめて存在の可能性をもつ。

現時点で発見されている全ての契丹文資料において、契丹の国号はすでに18例出現しており、重複を省けば、下表に統計した11種の形式を得る（契丹大小字は一律に国際音声字母に転写し、出現年代に従って排列する）。

1	dau-d huliš kitai gur 中央 フリシ契丹国	中央フリシ契丹国
2	mos diau-d kitai huliš gur 大 中央 契丹 フリシ国	大中央契丹フリシ国
3	huliš gur フリシ国	フリシ国
4	mos diau-d huliš kitai gur 大 中央 フリシ 契丹 国	大中央フリシ契丹国
5	mos pusuæn huliš gur 大 興 フリシ国	大興フリシ国
6	mos kitai huliš gur 大 契丹 フリシ国	大契丹フリシ国
7	huliš kitai gur フリシ 契丹 国	フリシ契丹国
8	mos huliš kitai gur 大 フリシ 契丹 国	大フリシ契丹国
9	mos huliš gur 大 フリシ 国	大フリシ国
10	mos huliš tur dirin diau-d gur 大 フリシ 四 蕃 中央 国	大フリシ四蕃中央国
11	mos diau-d kitai gur 大 中央 契丹 国	大中央契丹国

上表で整理した「契丹国」の契丹文の表現形式は、一つの例外もなくみな kitai gur に作る。

gur は、「国」であり、kitai は、「契丹」という単語の契丹語原型である。このことは契丹人が自身の国号を呼称する際には、tai gur という書き方を使用しなかったことを示している。ここから kitai (契丹) という単語が一個の契丹語固有の単語であり、ki + tai の両部分に分割し得ないことが証明される。

契丹人の本国語 kitai という単語の発音と構成に対する理解は仮説を立てる現代の学者よりはっきりしているに相違なく、これは疑いようのない事実である。kitai は契丹人自身が書写した国名であり、契丹大小字は一律に二個の表音字を用いてこの単語の発音を組み合わせているが、この二個の表音字がそれぞれ代表する発音は決して ki と tai ではなく、kita と i である。従って、契丹大小字の「契丹」という単語の表音形式は、語頭の表音字 kita がこの単語の語根で、語尾の表音字 i がこの単語の語尾であると判定される。この語尾は複数の接尾辞 -s を附加する場合には脱落し、kita-s になる。たとえば官称「契丹行宮都部署」を、契丹小字は kita-s ordu-r guru に作り、「契丹(複数) 幹魯朶(複数) 都統」と直訳する。この kita-s は、kitai (契丹) という単語の語根 kita- に複数の接尾辞 -s を接続した形式である。もし kitai という単語が ki と tai から構成される合成語なら、tai の語義の構成要素である i は文法的変化に従って脱落する可能性はない。さらに例証が存在する。契丹の男子には kita-dʒi という名のものがある(雲独昆迭烈哥の六世孫昭義留太保の岳父という)¹¹⁾、語根の kita は「契丹」という単語の語根 kita であり、体詞接尾辞 dʒi を接続する形式である(一個の体詞の詞根に dʒi の語尾が後続して構成された人名は枚挙にいとまがない。「孛極只」、「蒲古只」、「奥刺只」などは、その語根の部分がみな分割できない部分である)。この例は kita が一個の分割できない語義の実体であることを重ねて証明する。

ここでとりわけ注意を要するのは、「契丹国」の契丹語の原型が kitai gur であって、kidan gur ではないことである。「契丹」は、『魏書』に初見し、国号に専用され語尾 n 子音を帯びない契丹語の原型 kitai の発音と完全には一致しない。突厥碑文の qītay は八世紀の kitai の契丹語の発音を忠実に記録している。

以上、契丹文資料を用いて契丹の国号「契丹国」には「丹国」の略称が存在しないことを証明した。これによって検証を要するのは、もし「東丹国」が「東契丹国」の略称に淵源するのであれば、契丹文の書き方では <doru (東) + kitai (契丹)> になるはずで、<doru + tai> となる可能性はなく、ましてや <doru + dan> となる可能性はないということである。不幸にも、現時点で発見されている全ての契丹文資料には、<doru + kitai> は一つも出現していない。

以上まとめると次のようになる。(1) kitai という単語は ki + tai の二つの部分に分割される可能性はない。(2) kitai (契丹) という単語には契丹文においては tai あるいは dan という略称は存在しない。従って契丹大小字墓誌に出現する dan gur の dan は「(契)丹」とは関係しないと推断できる。かくして、漢文墓誌や史料に出現する「東丹」も、「東契丹」の略称である可能性が全くないことが完全に証明された。それではなぜ漢文の国号を「東丹」と定めたのか? それは契丹人が本来渤海の故地を dan gur と称し、それが契丹本土の東方に位置したため、前面に方位詞「東」を加えた、つまり「東方の dan gur」としたのである。

国号「東丹」は漢文だけに用いられ、契丹文には決して用いられない。東丹国が契丹文において「doru (東) + dan」と表現されないという事実は契丹人の dan gur が旧来の称謂であり、漢文の「東」が後に加えられたことを証明する。契丹文が「東丹国」と「渤海国」に同時に言及する際には、前者には dan gur を用い、後者には mos-i gur を使用する。dan gur は、契丹人の渤海の故地に対

する旧称であり、mos-i gur は渤海の王族の姓氏「大」の意識を使用してその国を指したものである（形容詞「大きい」は、契丹語には二種類の文法的形式がある。男性形は mo で、女性形は mos。mos-i は、文法的変化語尾 -i を帯びる女性形である）¹²⁾。これは契丹人が北宋に対しその正式な国号 sun gur（宋国）を使用するとともに、非正式的な他称 džiaugu-i gur（漢兒国。džiaugu-i、本義は「趙国」¹³⁾。北宋皇室の姓氏「趙」を用いてその国を指す）をも用いる方法と同様である。

ここまで論証すれば、結論はすでに明らかであろう。「東丹」を「東契丹」の略称とする仮説は成立の基礎をもたない。この論証過程でさらに認識されることは、契丹人は国号の使用においても関連する政治制度と同様に契丹文、漢文でそれぞれ異なった表現形式が存在するということである。整理すると下表のようになる。

契丹文		漢文
正式な国号	非正式な国号	
kita-i gur（契丹国）		遼国、契丹国
sun gur（宋国）	džiaugu-i gur（本義：趙氏国）	宋国
dan gur（「丹」国）	mos-i gur（本義：大氏国）	渤海国
dan gur（「丹」国）		渤海国→東丹国

これに類似する契丹文、漢文がそれぞれ異なった呼称を用いて同一の対象を指す事例は枚挙にいとまがなく、契丹国の国号を契丹文が kitai gur（契丹国）に作り、「遼」は漢文のみに出現するという事実は典型的事例である。これは大契丹国が政治領域において実施した「二元制」措置の一つであり、南北面官僚制度などの措置とともに一部の農耕民を統治する遊牧帝国の社会基盤を構成した。官僚制度は一見して了解されるが、国号制度は立ち入った研究を経なければその真相を洞察することができない。

三、再び『高麗史』の「丹x」へ

以上契丹の国号 kitai gur に略称の形式が存在しないこと、および契丹文 dan gur の本義が「東丹国」を指すのではないことを論証した。次に別の角度から異民族の契丹に対する呼称の問題を考察してみよう。

高麗（918～1392）は、国祚は475年の長きに達し、契丹と相い終始すること二百余年であった。渤海滅亡以前に、高麗と契丹は往來しており、渤海滅亡後、高麗太祖は、契丹は盟に背き渤海を殲滅し、乃ち無道の挙であり、遠く結んで隣と為すに足らないとし、遂に交聘を絶った。成宗の時、契丹は鴨綠江以南の高句麗の故地を獲得するためにはじめて高麗に進攻した（993）。翌年、高麗は使を遣わして契丹に赴き、契丹の正朔を行うことを告げた。こののち顯宗元年（1010）に至る時期に、高麗はしばしば契丹に方物を献じ、契丹語を習い、婚を請い、幣を納め、冊封を乞い、生辰を賀するなど一連の修好を行った。『高麗史』はこの時代の歴史記述においては、契丹を「契丹」と称し、契丹皇帝を「契丹主」とする。

高麗顯宗が即位すると、契丹は康兆の弑君を理由に大いに問罪の師を興し、高麗は使を遣わして和を請うたが果さず、遼聖宗は高麗に親征し、この年（1010）十二月郭州を攻陥した。『高麗史』にはここから、「丹兵」、「丹營」、「丹主」が相次いで出現し、全部で9条となる。両国関係が和平時期に入ってから（顯宗十二年以後）、徳、文、仁宗三朝では「丹兵」、「丹使」、「丹狄」がわずかに7条散

見するだけである。高麗高宗三年（1216）より七年（1220）の記録に至り、「丹兵」、「丹賊」、「丹人」が大量に出現し、全部で37条となる。当時遼朝はつとに滅亡していたが、『高麗史』高宗世家は、金宣宗貞祐四年より興定四年にかけて遼東が動揺し、契丹人耶冢不、金山、統古、喊捨が相次いで王を称し、高麗に入寇するという史実を記している。1216年、契丹人金山、六哥らは衆九萬余を領して高麗に竄入し、翌年江東城を攻拔し、1218年モンゴルが兵を遣わし高麗を助けて契丹人が侵略した土地を回復し、高麗は遂にモンゴルに降った。

ここに『高麗史』世家における「契丹」と「丹x」の出現する時代と回数を表にすると以下の如くである。

	契丹	丹x						
		丹兵	丹營	丹主	丹使	丹狄	丹賊	丹人
卷1 世家 1、2 太祖	7							
卷2 世家 2 惠宗	3							
卷3 世家 3 成宗	24							
卷3 世家 3 穆宗	7							
卷4 世家 4 顯宗	149	7	1	1				
卷5 世家 5 德宗	19	2						
卷6 世家 6 靖宗	47							
卷7 世家 8 文宗	38	2			1			
卷16 世家 16 仁宗						2		
卷22 世家 22 高宗	5	33					3	1

ここから、『高麗史』が「契丹」を「丹x」と略称するのは、決して何らかの「慣例」ではなく、特定の歴史的環境のもとで産み出された蔑称であることがわかる。これについて、即実氏はつとに1986年、1990年にすでに二度にわたって「『高麗史』は契丹を“丹”と略称する。世家卷四、五、七、二十二だけで、すでに五十一見する。…しかしこの略称は関係が悪い時だけに出現する。」¹⁴⁾「『高麗史』一～三卷は、太祖、惠宗、定宗、光宗、景宗、成宗、穆宗の諸朝で、そこで契丹の称谓はしばしば見えるが、“丹”と略称することはない。四卷の顯宗朝に、高麗が契丹と戦争するに至り、はじめて略称の“丹”が出現する。」「基本的に通好には全稱を記し、交悪には略称を記す。」¹⁵⁾高麗の石刻にも一例契丹の「丹国」という蔑称が出現し、『崔士威廟誌』（文宗29年[1075]）に見える。これについても、即実氏はつとに1990年に「崔士威は顯宗朝に統軍使に任ぜられ契丹と交戦した人物に他ならず、その廟誌に“丹”が出現するのは何ら異とするに足りない。」と指摘している¹⁶⁾。

『高麗史』の「丹x」の初見時期は高麗成宗の「童子十人を契丹に遣わして其の語を習わしむ」よりすでに十五年の久しきを経ており、顯宗即位の際にこれらの学生はつとに学業を終えて帰国していたと思われる。高麗語は契丹語とともにアルタイ語系の特徴をもち、従って高麗人は「契丹」という単語の語義と音韻構成を理解し、それを一個の漢語の単語に対応することは絶対不可能であることを了解していたはずである。分割できないことを承知しながら強いてこれを分けて「丹」とするやり方そのものが大不敬に属する。

「契丹」を「丹x」と称したのは、高麗人であって契丹人自身ではなく、従ってこれを根拠に「東丹」が「東契丹」に出自すると推論することはできない。契丹文資料はいうまでもなく、遼代漢文資料でも「東契丹」の呼称は出現したことがない。ましてや、たとえ東丹国が契丹の傀儡国家、殖

民政権であったとしても、契丹人が異民族の自身に対する蔑称を用いて東丹国の国号を命名することは決してありえない。

四、「皇龍寺九層塔」所載の諸国名

皇龍寺九層塔の建立の由来は、『三国遺事』巻三/塔像第四に見える。

新羅第二十七善徳王即位五年、貞観十年（636）丙申。慈藏法師西のかた学ぶ。乃ち五台に於いて文珠に感じ法を授けらる。文殊又た云う、汝の国王是れ天竺刹利種王なり。預め佛記を受く。故に別に因縁有り。……中国大（太）和池の邊を經由するに、忽ち人の出づる有りて問う。胡為れぞ此に至ると。藏答えて曰く、菩提を求むるの故なりと。神人礼拜す。又た問う、汝の国何の留難か有ると。藏曰く、我が国北は靺鞨に連なり、南は倭人に接し、麗済二国迭も封陞を犯す。隣寇縦横、是れ民の梗と為ると。神人云う、今汝の国 女を以て王と為す。徳有るも威無し。故に隣国之を謀る。宜しく速かに本国に帰るべしと。藏問う、帰郷すれば將に何の利益を為さんとするかと。神曰く、皇龍寺護法龍、是れ吾長子、梵王の命を受け、來りて是の寺を護る。本国に帰り、九層塔を寺中に成せば、隣国降伏し、九韓來貢し、王祚永く安んぜん。

慈藏法師は636年（一説に638年）に唐に入り法を求め、神人に新羅が隣国の侵略を被ることを訴えた。「九韓」は、新羅周辺の九つの隣国を指し、慈藏法師が列挙した「靺鞨」、「倭人（日本）」、「麗（高句麗）」、「済（百済）」は、みな7世紀中葉に実際に存在した諸国であり、当時の歴史状況を十分に認知したものであることを示している。

上引の安弘撰『東都成立記』には皇龍寺九層塔の九国の名（①日本、②中華、③呉越、④托羅、⑤鷹遊、⑥靺鞨、⑦丹国、⑧女狄、⑨穢貊）が見え、『三国遺事』巻一/紀異第一にも見える（①日本、②中華、③呉越、④毛羅、⑤鷹遊、⑥靺鞨、⑦丹国、⑧女真、⑨穢貊）。そこでは7世紀中葉に新羅にとって最も重要な敵国であった高句麗と百済は見え、かえって10世紀の状況を記述する中国文献に初見する女真が出現する。この事実は、塔上の九国の名が10世紀以降のある時点において朝鮮半島で認知されていた東アジア諸国であったことを示している。

九国のうち、第七層に位置する「丹国」は『三国遺事』には上掲の二例しか見えない。村上四男氏は「丹国」は「契丹」であるとするが、何らの考証もなく、「丹国」の下にただ「契（丹）国」と注し、両者が同じであると断定するのみである。実際のところこうした観点は村上氏に始まるものではなく、そもそもは三品彰英氏が提出したものである。しかし三品氏もその理由を述べず、「丹国」の下に「契丹」の二字を注するのみである。要するに、「丹国＝契丹」という見解は、字面の近似に基づく推測であるに過ぎない。最近「契丹」説を提出するものがあるが（劉浦江2008）、日本の学者の三十数年前の観点を流用しただけのもので、何らの新味もなく、言及に値しない。『高麗史』に出現する「丹x」を根拠にすることは（劉浦江2008）とりわけでたらめで、本稿第三節で論証したとおり、それは高麗の契丹に対する蔑称であるに過ぎない。一方、塔上の国名を通観するに、日本にはその蔑称である「倭」を使用しておらず、「中華」は蔑称どころかむしろ尊称である。高麗人が契丹に対してのみ、蔑称「丹国」を使用したとする見解は、塔銘全体の性格を無視した臆断である。『三

『三国史記』(1145)ののちに成書したが、「丹国」が高麗の史書において契丹を呼称した「慣例」に従ったものとするなら、『三国史記』は当然ながら従うべき手本であったはずである¹⁷⁾。ところが『三国史記』には十六箇所契丹が出現するがみな「契丹」と称し、「丹国」と称するものは一つとしてない。『三国遺事』も同様に契丹を「契丹」と称し、「丹国」とは称さない。「按ずるに重熙は乃ち契丹興宗の年号」の一句も、決して「重熙は乃ち丹国興宗の年号」とは作らないのである。ここから、「皇龍寺九層塔」の「丹国」が決して「契丹」を指すものでないことがすでに証明される。

筆者は「丹国」が「渤海」を指す可能性をも考慮したが、渤海は朝鮮史料、中国史料においては一般にみな渤海あるいは靺鞨と称する。従って、ここの「丹国」はやはり筆者が2003年に考証したように、「東丹」を指すことになる。

東丹国の建国は、『遼史』太祖紀/天顯元年(926)の記述に見える。

(二月)丙午、渤海国を改めて東丹と為し、忽汗城を天福と為す。皇太子倍を冊して人皇王と為し以て之を主らしむ。皇弟迭剌を左大相と為す、渤海老相を右大相と為し、渤海司徒大素賢を左次相と為し、耶律羽之を右次相と為す。其の国内の殊死以下を赦す。

耶律倍が天顯五年(930)十一月に国を棄てて出奔する前年(日本醍醐天皇延長七年)、東丹国は国使を派遣して日本に赴かせ、積極的な外交姿勢を示している。東丹国使が回答において「多く契丹王の罪惡を称」したことから¹⁸⁾、東丹国の外交活動が契丹の監督や制限を受けていなかったことがわかる。東丹国民の主体を構成する渤海人は豊富な航海の経験をもち、渤海人の商船は遠く両浙の沿岸に至り、当時契丹や東丹と隣国との海上貿易権を掌握していたのも東丹国内の渤海人であった。南唐の使節が大量の貨物を携帯して契丹に出使した際にもまず東丹国の首都東京に至り、然る後に幽州に赴いた¹⁹⁾。後唐、後晋、後漢、後周の四朝の期間(晋高祖時代を除く)契丹と中原の関係はほとんど対峙の状態を持続したが、山東、登州方面と遼河下流の交通貿易は契丹の統制を受けずに東丹国内の渤海人の維持のもとで持続的に発展した²⁰⁾。ここに示されるように、東丹国は当時の東アジア国際社会においてかなりの程度の存在感をもち、その存在意義はこれらの史実を究明もせず簡単に「東丹国は遼朝領内の自治政権であったに過ぎない」(劉浦江2008)などといった浅薄な見解を呈する人物が理解しうるようなものでは決してない。一方、契丹本国は、東丹国が国際社会で活躍した時期にはその背後に身を置くという役割を演じていた。当時の高麗人の眼中の契丹は、池内宏氏がつとに1919年にすでに指摘するように、太祖時代の高麗にとって、契丹本国は何らの脅威にもならなかった²¹⁾。甚だしくは渤海亡国ののち、高麗太祖は後唐と連合して契丹の挾撃を画策し、それは太祖の死で実現しなかったに過ぎないのである²²⁾。

その次に注目に値するのは第九層「濊貊」である。「濊貊」は、朝鮮史料では本来稀見に属し、『三国史記』高句麗本紀/太祖大王七十年(122)が終見である。中国史料では、『三国志』東夷傳以降には久しく見えない。一方ここで注意すべきは、上引の『遼史』太祖紀/天顯元年(926)の一段のすぐあとに「丁未、高麗、濊貊、鐵驪、靺鞨來貢」の記事があって「濊貊」が出現することである。濊貊の朝貢はこの一見のみである。このほか、『遼史』百官志/北面属国官には「濊貊国王府」が出現し、地理志二には「開州、鎮国軍、節度。本濊貊地、高麗為慶州、渤海為東京龍原府。」とある。ここから、渤海滅亡ののち、その支配下にあった濊貊人が東丹国の外側で一度自立したことが推察される。おそらく「後渤海」の頻繁な活動を契機に、最終的に契丹に併呑されたものであろう。注意

を要するのは、天顯元年の記事に「高麗」の朝貢が出現することである。ここから、朝鮮半島ではつとに見えなくなっていた「濊貊」が塔上九国に出現するのは、高麗の使者が獲得した情報に由来することがわかる。

第六層「靺鞨」も、『遼史』太祖紀/天顯元年に見え、太宗紀/会同元年(938)「八月戊子、女直來貢。庚子、吐谷渾、烏孫、靺鞨皆來貢。」および百官志二/北面属国官「靺鞨国王府」にも見える。濊貊と同様に、旧渤海治下の靺鞨人の勢力が一度自立したもので、やはり高麗の使者が獲得した情報に基づくものとする可能性もないではない。しかしながら、さらに第六層「靺鞨」が第七層「丹国」の上に置かれているという事実を考慮するなら、この靺鞨は後渤海を指すものとなろう。『三国遺事』「靺鞨渤海」と称するように、朝鮮半島では渤海を「靺鞨」と認識していた。渤海滅亡は後唐の天成元年(926)に当たるが、清泰二年(935)までの十年間の中国史料には全部で八回「渤海使入貢」の記述が見え、そののち後周顯徳元年(954)、北宋太平興国六年(981)、淳化二年(991)にも渤海使の記事が持続的に出現する。日野開三郎氏の考証によれば、天成四年(929)以後入貢した「渤海使」はみな後渤海が派遣した使者であり、この年から『遼史』卷三十一聖宗紀/統和十三年(995)七月「渤海燕頗等侵鐵驪」まで、後渤海国の存在期間は少なくとも七十年に達する²³⁾。ここから後渤海が当時の東アジア国際社会において活動した状況およびその影響の範囲が窺われる。

第八層「女真」は、『遼史』太祖紀「明年(唐天復三年[903])春、伐女直、下之、獲其戸三百。」に初見する。

以上論じたように、塔上に列記された国名のうち第六層「靺鞨」～第九層「濊貊」は926年の渤海滅亡以後の東北アジアの情勢を反映したものである。この考証は、第二層「中華」、第三層「呉越」の表現と完全に適合する。「呉越」を排除した「中華」とは、中原を占拠した五代王朝を指す。具体的にいえば、後唐莊宗が弑され、明宗が継承したのが926年である。「呉越」は、後梁開平元年(907)に錢鏐が呉越王に封ぜられて建国し、北宋太平興国三年(978)に至る。塔上にとくに「呉越」を記すのは、それが天台山を擁するなど、朝鮮半島との海上関係がとりわけ密切だったからである²⁴⁾。第四層「托羅」は、今日の済州島である。第五層「鷹遊」は、今日江蘇省海州に属する連島である。海州が新羅人の集住地の一つであったことは、円仁『入唐求法巡礼行記』に詳細な記述がある。926年は高麗太祖九年に当たり、朝鮮半島南部にはなお新羅、後百済の勢力が残存した。半島が分裂したため、山東以南の新羅坊も自立していたのであろう。要するに、第三層「呉越」～第五層「鷹遊」は、朝鮮半島より中国東南岸に至る海域に位置する。

ここで、塔銘の全体的な性格が明らかになった。九国の国名は十世紀初の高麗人の朝鮮半島周辺の密接な関係を有する政権や民族に対する認識を反映するものである。加えてその排列の順序は地域や種族の特徴を表し、大陸を代表する中原王朝の後唐と呉越、東南海域を代表する新羅残存勢力たる鷹遊と托羅、東北地方の諸政権を代表する後渤海、東丹、女真、濊貊がそれぞれ組をなす。これが塔銘の内包する真実であり、高麗人が九国の国名を増補した意図は新羅人の建塔の際の「降伏隣国、佑護王祚」という初志とはすでに完全には吻合しなくなっている。

最後に、『三国遺事』に見える皇龍寺九層塔の国名および考証結果を表示すると以下ようになる。

	東都成立記	海東安弘記		考証者
第一層	日本	日本		
第二層	中華	中華	五代中原王朝後唐	筆者 (2008)
第三層	呉越	呉越		
第四層	托羅	毛羅	即ち濟州島。史書には、「州胡国」(『後漢書』)、「耽牟羅」(『北史』)、「聃牟羅」(『隋書』)、「耽羅」(『隋書』『元史』『書記』)、「儋羅」(『隋書』『新唐書』)、「屯羅」(『隋書』)、「都耽羅」(『齊明記』)、「担羅」(『物名考』) などと作る。	高橋亨 (1956)
第五層	鷹遊	鷹遊	江蘇省東海県東北海島の上にある山名、「鶯遊山」「嚶遊山」ともする。	三品彰英 (1975)
第六層	靺鞨	靺鞨	後渤海	筆者 (2008)
第七層	丹国	丹国	契丹	三品彰英 (1975) 村上四男 (1994)
			東丹	筆者 (2003)
第八層	女狄	女真		
第九層	獫狁	穢狁		

注

- 1) 『立命館言語文化研究』15巻1号、2003年6月。『遼金史与契丹・女真文』(東亜歴史文化研究会、2004年)所収。
- 2) 「“萬鈔”誰見、“丹寶”怎解」、『内蒙古金融研究』1990年第3期。同氏『謎林問徑—契丹小字解讀新程』(遼寧民族出版社、1996年)所収。
- 3) 向南『遼代石刻文編』、河北教育出版社、1995年。750～752頁。
- 4) 契丹の姓氏「迷里吉」について詳細な考証は拙著『契丹文墓誌より見た遼史』(松香堂、2006年)29～30頁を見よ。
- 5) 契丹語「尊」と「聖」との別については拙著『契丹語言文字研究』(東亜歴史文化研究会、2004年)228頁を見よ。
- 6) 『遼史』国語解「烏魯古、阿里只太祖及述律后受誣譯降時所乘二馬名也、因賜譯諱夫婦以為名。」卷68遊幸表に、「烏魯古」という河名が見える。『金史』にも「烏魯古」があり、卷44兵志に「烏魯古者言滋息也」、卷57百官志三に「諸群牧所」とあり、同卷にまた「掌檢校群牧畜養蕃息之事」の官員を「国言作烏魯古使」とする。国語解に「烏魯古」を「牧圉之官」とする。金代の官制は往々にして「踵遼官名」であり、烏魯古は契丹語の *urgu* にほかならない。その本義は明らかに「牧畜之蕃息」に関わっている。西安碑林で発見された『女真文字書』における「畜群」と「飼育」の二語の間に、その語の表意字があることから、「蕃息」という本義をもつことを証明される(拙著『女真文字書研究』風雅社、2001年。84頁)。
- 7) 『旧唐書』卷138渤海靺鞨に「渤海靺鞨、其俗呼其王為可毒夫、對面呼聖、賤奏呼基下、父曰老王、母曰太妃、妻曰貴妃、長子曰副王、諸子曰王子。世以大氏為酋長。」とある。「可毒夫」を『册府元龜』卷962外臣部官号は「可毒大」、『五代会要』卷30渤海は「可毒失」に作る。
- 8) 契丹文には国号に「遼国」を用いる事例は一度も出現しない。詳細な考証は、『契丹文墓誌より見た遼史』317～321頁を見よ。
- 9) 当該契丹大字の字例については、『契丹大字研究』(東亜歴史文化研究会、2005年)に附する語彙集の24、152、39、43、6、119頁を見よ。
- 10) 金毓黻『渤海国志長編』(1934)卷19叢考「東丹之名得自契丹、以其建国在契丹国之東也、亦即“東契丹国”之简称。」同氏『東北通史』上編(1943)「東丹之名、蓋与契丹對舉、義猶東契丹、以其建国于契丹之東也。」・劉浦江2008「關於“東丹”一名之取義、我仍傾向于金毓黻的解釋。」
- 11) 昭義留太保の世系について、詳細は拙著『契丹文墓誌より見た遼史』(京都松香堂、2006年)192頁を

見よ。kita-dʒi という人名の出現から自然に連想されるのは、K.A.Wittfogel と馮家昇がその大著 *The History of Chinese Society:Liao* (1949) で列挙したいくつかの宇文鮮卑部落酋長の名字、「悉独官」(『晉書』)、「侯豆婦」(『周書』)、「逸豆婦」(『魏書』『北史』)、「乞得龜」(『魏書』『北史』『晉書』)、「乞得婦」(『資治通鑑』)、「乞特婦」(『晉書』)である。この書の著者は「官」、「婦(龜)」は人名に用いられる一個の早期の語尾であり、語根の音韻はのちに部落の名称となった「契丹」に比定しようとする。しかし著者がこれらの音韻の近似した人名の語尾を『遼史』の人名の「哥」と同一視することは明らかに誤りである。というのは「哥」は漢語の借用語の「哥」であり、契丹語の語尾ではないからである。もしこれらの語尾を kita-dʒi の語尾 -dʒi に比定すれば、説得力は疑いなく倍増する。契丹語では -dʒi のほかに -dʒin があり、いずれも体詞語尾として用い、人名および地理的名称に広範に出現するが、『遼史』は「只」、「直」と「真」、「軫」などの字を用いて表示する。この二つの語尾には体詞を派生する文法的意義があり、鮮卑語の語尾「真」と淵源関係をもつ。上掲のこれら鮮卑酋長の名字の語尾の音韻形式は契丹語とは吻合しないが、語根の音韻形式は近似し (*kita- ~ kito- と推定される)、著者が提出した「契丹」という単語と同一視しようという想定は意味がある。こうなると「契丹」という単語の語根 kita- が鮮卑語より伝承された固有の語義成分であることが証明され、それが ki + tai に分割されないことはいうまでもない自明の事実となる。

12) 契丹語に「性」の文法的範疇が広範に存在することは、以前は全く知られていなかったが、筆者が契丹語の序数詞接尾辞の研究においてその存在を発見し(「契丹語的序数詞」、『東亞文史論叢——慶祝金啓琮先生八十華誕紀念特集』、東亞歴史文化研究会、2003年3月。「契丹蒙古札記」第6節「北族人名的特点」、『立命館文学』584号、2004年6月)、これによって契丹語の動詞接尾辞においても発見した(「契丹語与蒙古語」第1節「契丹語与蒙古語的動詞性別後綴」、『契丹語言文字研究』、東亞歴史文化研究会、2004年5月。59～62頁)。契丹語の形容詞にも同様に「性」の範疇が存在するという事実、および「性」接尾辞を帯びたあらゆる体詞と動詞の集大成的研究としては、筆者の「契丹語的性、数、格」(『東亞文史論叢』2008年特集号、2008年1月)を見よ。

筆者の mos-i gur の解読の結果が示すところでは、渤海の王族の姓氏「大」は渤海本族語の漢訳ではなく、漢語に由来する可能性がある。史書に見える祚榮の父乞乞仲象は「大」姓を冠せず、その名は明らかに本族語である。姓氏「大」の採用は、祚榮が開国して王となって以後のことである(こうした情況は契丹に本来姓氏がなく、遼太祖が家を変じて国と為してのち居住地の名「耶律」を姓氏とした歴史と似ている)。「祚榮」自身の名および後継の渤海歴代国王の名はみな漢語であり、その漢文化浸潤の程度が契丹により遥かに甚だしかったことがわかる。「大」姓が渤海の本族語なら、契丹人は音訳の形式でこの単語の発音を綴り、とくに契丹語 mos-i を用いて意識する必要はなかったはずである。

- 13) 詳細な考証は、『契丹文墓誌より見た遼史』322～325頁を見よ。
- 14) 即実「父不等于又及一反駁劉鳳翥同志」、『民族研究』1986年第1期。同氏『謎林問徑—契丹小字解讀新程』(遼寧民族出版社、1996年)所収。
- 15) 注2)に同じ。
- 16) 注2)に同じ。
- 17) 一然は『三国史記』の編纂に飽きたらず、その一生を費やして逸聞伝説を収集し、それをまとめて『三国遺事』とした。その書名は『三国史記』の遺漏を補うことを意味している。『三国遺事』は一然の生前には刊行を得ず、その弟子無極(1251～1322)が補録したのち『無極記』の名で出版した。
- 18) 『扶桑略記』卷24 醍醐天皇/延長八年四月朔日条。東丹国使節の觀見は、『日本紀略』後篇一では延長七年十二月二十四日に見える。ここでは後者を採用する。
- 19) 陸游『南唐書』卷15 契丹伝。
- 20) 日野開三郎「五代時代における契丹と中国との海上貿易」、『史学雑誌』52卷7～9号、1941年7～9月。
- 21) 池内宏「高麗太祖の経略」、『満鮮地理歴史研究報告』第7冊、1919年7月。
- 22) 『資治通鑑』卷285 後晉紀六/開運二年(945)條「初、高麗王建用兵吞滅隣国、頗強大。因胡僧襪囉言於高祖曰:勃海我婚姻也、其王為契丹所虜。請与朝廷共擊取之。」
- 23) 日野開三郎「後渤海の建国」、『帝国学士院紀事』2卷3号、1943年11月。
- 24) 『舊五代史』卷133 世系列伝/呉越・錢鏐に「自称呉越国王……偽行制冊、加封爵於新羅、渤海。海中夷

亦皆遣使行封冊焉。」及び『輿地紀勝』卷11 兩浙東路・慶元府明州景物下に「梅岑山、在昌国縣。四面環海。高麗、日本、新羅、渤海諸国皆由是取道。守候風信。」とある。

(立命館アジア太平洋大学教授)